

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup> <sup>※</sup>特に個別検診の場合</p>	<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。<u>ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</u> ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。<u>また市区町村はその実施状況を把握すること。</u></p>	<p>①は都道府県用チェックリスト、検診機関用チェックリストと記述を合わせた。②では、関係者と連携することに加え、関係先の実施状況の把握も必要であるため、その旨を追記した。改定前の③は調査を行う際の注釈であるが、チェックリスト本文では不要なため削除した。なお国立がん研究センターが行う全国調査では、回答基準にこれが含まれている。</p>
<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	
<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> <u>過去の受診者</u>や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>意図としては、住民検診の受診履歴がある者のみを名簿化することを指しており、それが伝わる記述に変更した。</p>
<p><b>3. 受診者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	<p><b>3. 対象者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	
<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい</p>	<p>(1) 受診勧奨時に、「<u>検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明</u>」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup><u>市区町村が配布していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料（全項目が記載されている資料）を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする</u></p>	<p>本項目が意図する説明とは、検診対象者に受診の意思決定を促すためのものであり、それが正しく伝わるように変更した。また説明は検診機関と市区町村のどちらが行っても良く、この点は従前どおりである。ただし、検診機関に説明を委託している場合、その検診機関がどのような説明をしているかは事前に市区町村が共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること</p>	<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること <sup>※</sup> <u>市区町村が提示していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする</u></p>	<p>精検機関名一覧の提示を検診機関に委託している場合の注釈を追加した。検診機関から要精検者にどのような情報提供がなされているかについては、委託元市区町村も共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p><b>4. 受診率の集計</b></p>	<p><b>4. 受診者数・受診率の集計</b></p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す</p>	<p>削除</p>	<p>注釈へ移動した。</p>
<p>(1) 受診率を集計しているか</p>	<p>(1) <u>受診者数・受診率</u>を集計しているか</p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか</p>	<p>(1-a) <u>受診者数・受診率</u>を性別・年齢5歳階級別に集計しているか</p>	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(1-b) 受診率を検診機関別に集計 <sup>※</sup> しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	(1-b) <u>受診者数</u> を検診機関別に集計しているか	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) <u>受診者数</u> を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>5. 要精検率の集計</b>	<b>5. 要精検率の集計</b>	
解説： 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	注釈へ移動した。
(1) 要精検率を集計しているか	(1) 要精検率を集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか <sup>注2</sup>	—
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,2</sup>	
<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注3</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	—
<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	
解説： ① いずれも、胃部エックス線検査の受診者または胃内視鏡検査の受診者/総受診者別に集計すること ② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	都道府県用に合わせて削除した。 ②は注釈へ移動した。
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、集計しているか	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注3</sup> に従って区別して集計しているか	
(2) がん発見率を集計しているか	(2) <u>胃がん</u> 発見率を集計しているか	
(2-a) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(2-a) <u>胃がん</u> 発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	—
(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	(2-b) <u>胃がん</u> 発見率を検診機関別に集計しているか	
(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) <u>胃がん</u> 発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(3) 早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか	(3) 早期の <u>胃がん</u> 割合（ <u>胃がん</u> 発見数に対する早期がん数）を集計しているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(3-a) 早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(3-a) 早期の胃がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	—
(3-b) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか	(3-b) 早期の胃がん割合を検診機関別に集計しているか	
(3-c) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	(3-c) 早期の胃がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(3-d) 早期がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか	(3-d) 早期胃がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか	
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>9. 検診機関（医療機関）の質の担保</b>	<b>9. 精度管理評価と体制改善</b>	
解説（再掲）： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと <sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること <sup>※</sup> ※特に個別検診の場合	削除	冒頭と重複しているため削除した。
(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注2</sup> を満たしているか	(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注4</sup> を満たしているか	—
	(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか	改定前のチェックリストでは、市区町村としての精度管理の自己点検、改善策の検討・実行に関する項目が抜けていたため追加した。また委託先検診機関の評価や改善策の検討については、都道府県用チェックリストと整合性が取れるように項目を追加した。
	(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか（自己点検）	
	(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか	
	(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか	
	(2-d) 改善策の実行に努めているか	
	(3) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）の精度管理評価を行っているか <sup>※</sup>	
	※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	(3-a) 委託先検診機関（医療機関）毎に「 <u>検診機関用チェックリスト</u> 」の遵守状況を把握し、評価を行っているか	
	(3-b) 委託先検診機関（医療機関）毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか	
	(3-c) 「 <u>検診機関用チェックリスト</u> 」とプロセス指標値をふまえて、検診機関（医療機関）毎の課題を抽出しているか	
	(3-d) 課題のある検診機関（医療機関）について、改善策を検討しているか	
<p>(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様</p>	<p>(4) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	<p>都道府県用チェックリストに合わせて文言を修正したが、項目の意図は変わらない。</p>
<p>(2-a) 「<u>検診機関用チェックリスト</u>」の遵守状況をフィードバックしているか</p>	<p>(4-a) 「<u>検診機関用チェックリスト</u>」の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか</p>	<p>(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-c) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか</p>	<p>(4-c) 課題のある検診機関（医療機関）に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか</p>	
	<p>注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のいずれかの受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
	<p>注2 要精検の定義 胃部エックス線検査の結果、要精検とされた者。もしくは胃内視鏡検査で同時生検を実施した者、及び同時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査とされた者。問診結果のみでは要精検としない。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義</p> <p>① 精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの※。</p> <p>② 精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等）が行われたもの。</p> <p>③ 精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。</p> <p>※ 精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としてなお、胃内視鏡検診では下記の整理とする。</p> <p>① 精検受診：検診時生検を行った者については、生検の結果報告があったもの。検診時生検未実施でその後ダブルチェックで要再検査となった者については、精密検査機関より再検査結果の報告があったもの、もしくは再検査受診者が詳細（再検査の受診日・受診機関・検査方法・検査結果の4つ全て）を申告したもの※。</p> <p>② 精検未受診：検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査を受けなかったことが判明しているもの、及び再検査として不適切な検査（ペプシノゲン検査のみ、ヘリコバクター・ピロリ検査のみ等）が行われたもの。</p> <p>③ 精検未把握：検診時生検未実施で、その後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査受診の有無が分からないもの、及び（再検査を受診したとしても）再検査の結果が正確に報告されないもの。</p> <p>※ 以下の場合、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「胃がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時生検受診者のうち、病理組織診断の結果が不明なもの（未報告を含む）。</li> <li>・同時生検後ダブルチェックで要再検査となった者のうち、再検査未受診、再検査受診の有無が不明、及び再検査の結果が正確に報告されないもの。</li> </ul>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
<p>注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照</p>	<p>注4 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照。</p> <p>国立がん研究センターがん情報サービス医療関係者向けサイト、がん対策情報（がん検診）、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3. 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容</p> <p><a href="https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html">https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html</a></p>	<p>最新情報を記載した。</p>

大腸がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） 新旧対照表

令和6年3月

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup> <sup>※</sup>特に個別検診の場合</p>	<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。<u>ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</u> ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。<u>また市区町村はその実施状況を把握すること。</u></p>	<p>①は都道府県用チェックリスト、検診機関用チェックリストと記述を合わせた。②では、関係者と連携することに加え、関係先の実施状況の把握も必要であるため、その旨を追記した。改定前の③は調査を行う際の注釈であるが、チェックリスト本文では不要なため削除した。なお国立がん研究センターが行う全国調査では、回答基準にこれが含まれている。</p>
<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	
<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> <u>過去の受診者</u>や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>意図としては、住民検診の受診履歴がある者のみを名簿化することを指しており、それが伝わる記述に変更した。</p>
<p><b>3. 受診者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	<p><b>3. 対象者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	
<p>(1) 受診勧奨時（もしくは検診申込み者に対する便潜血検査キット配布時）に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい</p>	<p>(1) 受診勧奨時（もしくは検診申込み者に対する便潜血検査キット配布時）に、「<u>検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明</u>」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup> <u>市区町村が配布していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料（全項目が記載されている資料）を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする</u></p>	<p>本項目が意図する説明とは、検診対象者に受診の意思決定を促すためのものであり、それが正しく伝わるように変更した。また説明は検診機関と市区町村のどちらが行っても良く、この点は従前どおりである。ただし、検診機関に説明を委託している場合、その検診機関がどのような説明をしているかは事前に市区町村が共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること</p>	<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること <sup>※</sup> <u>市区町村が提示していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする</u></p>	<p>精検機関名一覧の提示を検診機関に委託している場合の注釈を追加した。検診機関から要精検者にどのような情報提供がなされているかについては、委託元市区町村も共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p><b>4. 受診率の集計</b></p>	<p><b>4. 受診者数・受診率の集計</b></p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す</p>	<p>削除</p>	<p>注釈へ移動した。</p>
<p>(1) 受診率を集計しているか</p>	<p>(1) <u>受診者数・受診率</u>を集計しているか</p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか</p>	<p>(1-a) <u>受診者数・受診率</u>を性別・年齢5歳階級別に集計しているか</p>	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(1-b) 受診率を検診機関別に集計 <sup>※</sup> しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	(1-b) <u>受診者数</u> を検診機関別に集計しているか	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) <u>受診者数</u> を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>5. 要精検率の集計</b>	<b>5. 要精検率の集計</b>	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	注釈へ移動した。
(1) 要精検率を集計しているか	(1) 要精検率を集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか <sup>注2</sup>	—
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,2</sup>	
<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注3</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	—
<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	注釈へ移動した。
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、集計しているか	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注3</sup> に従って区別して集計しているか	
(2) がん発見率を集計しているか	(2) <u>大腸</u> がん発見率を集計しているか	
(2-a) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(2-a) <u>大腸</u> がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	
(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	(2-b) <u>大腸</u> がん発見率を検診機関別に集計しているか	—
(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) <u>大腸</u> がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(3) 早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか	(3) 早期の <u>大腸</u> がん割合（ <u>大腸</u> がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(3-a) 早期がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(3-a) 早期の大腸がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	—
(3-b) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか	(3-b) 早期の大腸がん割合を検診機関別に集計しているか	
(3-c) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	(3-c) 早期の大腸がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(3-d) 早期がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか	(3-d) 早期大腸がんのうち、粘膜内がん数を区別して集計しているか	
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>9. 検診機関（医療機関）の質の担保</b>	<b>9. 精度管理評価と体制改善</b>	
<p>解説（再掲）：</p> <p>① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す</p> <p>② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup></p> <p>③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup></p> <p>※特に個別検診の場合</p>	削除	冒頭と重複しているため削除した。
(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注2</sup> を満たしているか	(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注4</sup> を満たしているか	—
	(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか	改定前のチェックリストでは、市区町村としての精度管理の自己点検、改善策の検討・実行に関する項目が抜けていたため追加した。また委託先検診機関の評価や改善策の検討については、都道府県用チェックリストと整合性が取れるように項目を追加した。
	(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか（自己点検）	
	(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか	
	(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか	
	(2-d) 改善策の実行に努めているか	
	(3) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）の精度管理評価を行っているか <sup>※</sup>	
	<p>※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	



改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	(3-a) 委託先検診機関（医療機関）毎に「 <u>検診機関用チェックリスト</u> 」の遵守状況を把握し、評価を行っているか	
	(3-b) 委託先検診機関（医療機関）毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか	
	(3-c) 「 <u>検診機関用チェックリスト</u> 」とプロセス指標値をふまえて、検診機関（医療機関）毎の課題を抽出しているか	
	(3-d) 課題のある検診機関（医療機関）について、改善策を検討しているか	
<p>(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様</p>	<p>(4) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	<p>都道府県用チェックリストに合わせて文言を修正したが、項目の意図は変わらない。</p>
<p>(2-a) 「<u>検診機関用チェックリスト</u>」の遵守状況をフィードバックしているか</p>	<p>(4-a) 「<u>検診機関用チェックリスト</u>」の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか</p>	<p>(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-c) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか</p>	<p>(4-c) 課題のある検診機関（医療機関）に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか</p>	
	<p>注1 <u>過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</u></p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
	<p>注2 <u>要精検の定義</u> 便潜血検査の結果、要精検とされた者。問診結果のみでは要精検としない。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義  ① 精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの*。  ② 精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（便潜血検査の再検のみ等）が行われたもの。  ③ 精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。   ※ 精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「大腸がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
<p>注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照</p>	<p>注4 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照。  国立がん研究センターがん情報サービス、医療関係者向けサイト、がん対策情報（がん検診）、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3. 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容  <a href="https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html">https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html</a></p>	<p>最新情報を記載した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup> <sup>※</sup>特に個別検診の場合</p>	<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。<u>ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</u> ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。<u>また市区町村はその実施状況を把握すること。</u></p>	<p>①は都道府県用チェックリスト、検診機関用チェックリストと記述を合わせた。②では、関係者と連携することに加え、関係先の実施状況の把握も必要であるため、その旨を追記した。改定前の③は調査を行う際の注釈であるが、チェックリスト本文では不要なため削除した。なお国立がん研究センターが行う全国調査では、回答基準にこれが含まれている。</p>
<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	
<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 過去の受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>意図としては、住民検診の受診履歴がある者のみを名簿化することを指しており、それが伝わる記述に変更した。</p>
<p><b>3. 受診者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	<p><b>3. 対象者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	
<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい</p>	<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup> 市区町村が配布していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料（全項目が記載されている資料）を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする</p>	<p>本項目が意図する説明とは、検診対象者に受診の意思決定を促すためのものであり、それが正しく伝わるように変更した。また説明は検診機関と市区町村のどちらが行っても良く、この点は従前どおりである。ただし、検診機関に説明を委託している場合、その検診機関がどのような説明をしているかは事前に市区町村が共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること</p>	<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること <sup>※</sup> 市区町村が提示していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする</p>	<p>精検機関名一覧の提示を検診機関に委託している場合の注釈を追加した。検診機関から要精検者にどのような情報提供がなされているかについては、委託元市区町村も共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p><b>4. 受診率の集計</b></p>	<p><b>4. 受診者数・受診率の集計</b></p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>解説： ① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す ② 高危険群とは喀痰細胞診対象者のこと。すなわち、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上だった者（過去における喫煙者を含む）を指す</p>	<p>解説： 高危険群とは喀痰細胞診対象者のこと。すなわち、質問（医師が自ら対面で行う場合は問診）の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上だった者（過去における喫煙者を含む）を指す</p>	<p>①は注釈へ移動した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(1) 受診率を集計しているか	(1) 受診者数・受診率を集計しているか	都道府県用チェックリストの文言と統一した。
(1-a) 受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 受診者数・受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	
(1-b) 受診率を検診機関別に集計 <sup>※</sup> しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	(1-b) 受診者数を検診機関別に集計しているか	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 受診者数を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(2-c) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) 「肺がん検診受診者中の高危険群割合」、「高危険群中の喀痰容器配布割合」、「喀痰容器配布中の回収率」、「肺がん検診受診者中の喀痰容器回収率」を、過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	—
<b>5. 要精検率の集計</b>	<b>5. 要精検率の集計</b>	
解説： ① いずれも、胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に要精検率を集計すること ② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	解説： いずれも胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に要精検率を集計すること	②は注釈へ移動した。
(1) 要精検率を集計しているか	(1) 要精検率を集計しているか <sup>注2</sup>	—
(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,2</sup>	
<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注3</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	—
<b>7. 精検受診率、がん発見率、臨床病期0～I期のがん割合、陽性反応適中度の集計</b>	<b>7. 精検受診率、がん発見率、臨床病期0～I期のがん割合、陽性反応適中度の集計</b>	
解説： ① いずれも、胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に要精検率を集計すること ② 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	解説： いずれも胸部エックス線受診者/喀痰細胞診受診者/総受診者別に集計すること	②は注釈へ移動した。
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	—
(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、集計しているか	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注3</sup> に従って区別して集計しているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(2) がん発見率を集計しているか	(2) 肺がん発見率を集計しているか	—
(2-a) がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(2-a) 肺がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	
(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	(2-b) 肺がん発見率を検診機関別に集計しているか	
(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) 肺がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(3) 臨床病期0～I期のがん割合（がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか	(3) 臨床病期0～I期の肺がん割合（肺がん発見数に対する臨床病期0～I期の肺がん数）を集計しているか	
(3-a) 臨床病期0～I期のがん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	(3-a) 臨床病期0～I期の肺がん割合を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	
(3-b) 臨床病期0～I期のがん割合を検診機関別に集計しているか	(3-b) 臨床病期0～I期の肺がん割合を検診機関別に集計しているか	
(3-c) 臨床病期0～I期のがん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	(3-c) 臨床病期0～I期の肺がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>9. 検診機関（医療機関）の質の担保</b>	<b>9. 精度管理評価と体制改善</b>	
<p>解説（再掲）：</p> <p>① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す</p> <p>② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup></p> <p>③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup></p> <p>※特に個別検診の場合</p>	削除	冒頭と重複しているため削除した。
(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注2</sup> を満たしているか	(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注4</sup> を満たしているか	—
	(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか	改定前のチェックリストでは、市区町村としての精度管理の自己点検、改善策の検討・実行に関する項目が抜けていたため追加した。また委託先検診機関の評価や改善策の検討については、都道府県用チェックリストと整合性が取れるように項目を追加した。
	(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか（自己点検）	
	(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか	
	(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか	
	(2-d) 改善策の実行に努めているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	<p>(3) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）の精度管理評価を行っているか<sup>※</sup></p> <p>※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	
	<p>(3-a) 委託先検診機関（医療機関）毎に「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか</p>	
	<p>(3-b) 委託先検診機関（医療機関）毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか</p>	
	<p>(3-c) 「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値をふまえて、検診機関（医療機関）毎の課題を抽出しているか</p>	
	<p>(3-d) 課題のある検診機関（医療機関）について、改善策を検討しているか</p>	
<p>(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様</p>	<p>(4) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	<p>都道府県用チェックリストに合わせて文言を修正したが、項目の意図は変わらない。</p>
<p>(2-a) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか</p>	<p>(4-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか</p>	<p>(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-c) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか</p>	<p>(4-c) 課題のある検診機関（医療機関）に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか</p>	
	<p>注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は前年に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
	<p>注2 要精検の定義 胸部エックス線検査の判定区分が「E」及び読影不能の者、及び喀痰細胞診の判定区分が「D」、「E」の者。問診結果のみでは要精検とはしない。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義</p> <p>① 精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの*。</p> <p>② 精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（喀痰細胞診要精検者に対する喀痰細胞診の再検のみ等）が行われたもの。</p> <p>③ 精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。</p> <p>※精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「肺がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
<p>注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照</p>	<p>注4 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照。</p> <p>国立がん研究センターがん情報サービス、医療関係者向けサイト、がん対策情報（がん検診）、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3. 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容</p> <p><a href="https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html">https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html</a></p>	<p>最新情報を記載した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup> <sup>※</sup>特に個別検診の場合</p>	<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。<u>ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</u> ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。<u>また市区町村はその実施状況を把握すること。</u></p>	<p>①は都道府県用チェックリスト、検診機関用チェックリストと記述を合わせた。②では、関係者と連携することに加え、関係先の実施状況の把握も必要であるため、その旨を追記した。改定前の③は調査を行う際の注釈であるが、チェックリスト本文では不要なため削除した。なお国立がん研究センターが行う全国調査では、回答基準にこれが含まれている。</p>
<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	
<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> <u>過去の受診者や希望者のみを名簿化する</u>のは不適切である</p>	<p>意図としては、住民検診の受診履歴がある者のみを名簿化することを指しており、それが伝わる記述に変更した。</p>
<p><b>3. 受診者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	<p><b>3. 対象者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	
<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい</p>	<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup> <u>市区町村が配布していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料（全項目が記載されている資料）を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする</u></p>	<p>本項目が意図する説明とは、検診対象者に受診の意思決定を促すためのものであり、それが正しく伝わるように変更した。また説明は検診機関と市区町村のどちらが行っても良く、この点は従前どおりである。ただし、検診機関に説明を委託している場合、その検診機関がどのような説明をしているかは事前に市区町村が共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること</p>	<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること <sup>※</sup> <u>市区町村が提示していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする</u></p>	<p>精検機関名一覧の提示を検診機関に委託している場合の注釈を追加した。検診機関から要精検者にどのような情報提供がなされているかについては、委託元市区町村も共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p><b>4. 受診率の集計</b></p>	<p><b>4. 受診者数・受診率の集計</b></p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す</p>	<p>削除</p>	<p>注釈へ移動した。</p>
<p>(1) 受診率を集計しているか</p>	<p>(1) 受診者数・受診率を集計しているか</p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>(1-a) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか</p>	<p>(1-a) <u>受診者数・受診率を年齢5歳階級別に集計しているか</u></p>	



改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(1-b) 受診率を検診機関別に集計 <sup>※</sup> しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	(1-b) <u>受診者数</u> を検診機関別に集計しているか	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) <u>受診者数</u> を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>5. 要精検率の集計</b>	<b>5. 要精検率の集計</b>	
解説： 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	注釈へ移動した。
(1) 要精検率を集計しているか	(1) 要精検率を集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-a) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか <sup>注2</sup>	—
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,2</sup>	
<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注3</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	—
<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	<b>7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計</b>	
解説： ① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す ② 早期がんとは、腫瘤の大きさが触診上2センチ以下で転移を思わせるリンパ節を触れず遠隔転移を認めないもの、または非浸潤がんであったものを指す	削除	注釈へ移動した。
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、集計しているか	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注3</sup> に従って区別して集計しているか	
(2) がん発見率を集計しているか	(2) <u>乳がん</u> 発見率を集計しているか	
(2-a) がん発見率を年齢5歳階級別に集計しているか	(2-a) <u>乳がん</u> 発見率を年齢5歳階級別に集計しているか	—
(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	(2-b) <u>乳がん</u> 発見率を検診機関別に集計しているか	
(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) <u>乳がん</u> 発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(2-d) 視触診を併用している場合、がん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか	削除	厚生労働省の指針では視触診は推奨されていないため削除した。
(3) 早期がん割合（がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか	(3) 早期の乳がん割合（乳がん発見数に対する早期がん数）を集計しているか <sup>注4</sup>	—
(3-a) 早期がん割合を年齢5歳階級別に集計しているか	(3-a) 早期の乳がん割合を年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(3-b) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか	(3-b) 早期の乳がん割合を検診機関別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(3-c) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	(3-c) 早期の乳がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,4</sup>	
(3-d) 視触診を併用している場合、早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか	削除	
(3-e) 早期がんのうち、非浸潤がん数を区別して集計しているか	(3-d) 早期がんのうち、非浸潤がん数を区別して集計しているか <sup>注4</sup>	—
(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(4-d) 視触診を併用している場合、陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか	削除	厚生労働省の指針では視触診は推奨されていないため削除した。
<b>9. 検診機関（医療機関）の質の担保</b>	<b>9. 精度管理評価と体制改善</b>	
解説（再掲）： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと <sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること <sup>※</sup>  ※特に個別検診の場合	削除	冒頭と重複しているため削除した。
(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注2</sup> を満たしているか	(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」 <sup>注5</sup> を満たしているか	—
	(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか	改定前のチェックリストでは、市区町村としての精度管理の自己点検、改善策の検討・実行に関する項目が抜けていたため追加した。また委託先検診機関の評価や改善策の検討については、都道府県用チェックリストと整合性が取れるように項目を追加した。
	(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか（自己点検）	
	(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか	
	(2-d) 改善策の実行に努めているか	
	(3) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）の精度管理評価を行っているか*  ※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする	
	(3-a) 委託先検診機関（医療機関）毎に「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか	
	(3-b) 委託先検診機関（医療機関）毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか	
	(3-c) 「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値をふまえて、検診機関（医療機関）毎の課題を抽出しているか	
	(3-d) 課題のある検診機関（医療機関）について、改善策を検討しているか	
(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか*  ※冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様	(4) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか*  ※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする	都道府県用チェックリストに合わせて文言を修正したが、項目の意図は変わらない。
(2-a) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか	(4-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか	
(2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか	(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか	
(2-c) 上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか	(4-c) 課題のある検診機関（医療機関）に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか	
	注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。	都道府県用チェックリストと文言を統一した。

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	<p>注2 要精検の定義 マンモグラフィ検査の結果がカテゴリ3以上、及び判定不能とされた者（ただし判定不能のうち、視触診等マンモグラフィ以外の検査により精密検査不要と判断された者は除く）。問診結果のみでは要精検としない。</p>	都道府県用チェックリストと文言を統一した。
<p>注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義 ① 精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの*。 ② 精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査が行われたもの。 ③ 精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。  ※ 精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「乳がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p>	都道府県用チェックリストと文言を統一した。
	<p>注4 早期の乳がんとは、腫瘤の大きさが触診上2センチ以下で転移を思わせるリンパ節を触れず遠隔転移を認めないもの、または非浸潤がんであったものを指す</p>	都道府県用チェックリストと文言を統一した。
<p>注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照</p>	<p>注5 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照。 国立がん研究センターがん情報サービス、医療関係者向けサイト、がん対策情報（がん検診）、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3. 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容 <a href="https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html">https://gan.joho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html</a></p>	最新情報を記載した。

子宮頸がん検診（細胞診）のためのチェックリスト（市区町村用） 新旧対照表

令和6年3月

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと<sup>※</sup> ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること<sup>※</sup> <sup>※</sup>特に個別検診の場合</p>	<p>解説： ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す。<u>ただし医師会等が完全に体制を統一している場合は、医師会等を1医療機関とみなしても構わない。</u> ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。<u>また市区町村はその実施状況を把握すること。</u></p>	<p>①は都道府県用チェックリスト、検診機関用チェックリストと記述を合わせた。②では、関係者と連携することに加え、関係先の実施状況の把握も必要であるため、その旨を追記した。改定前の③は調査を行う際の注釈であるが、チェックリスト本文では不要なため削除した。なお国立がん研究センターが行う全国調査では、回答基準にこれが含まれている。</p>
<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	<p><b>1. 検診対象者の情報管理</b></p>	
<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>(1) 対象者全員の氏名を記載した名簿<sup>※</sup>を、住民台帳などに基づいて作成しているか <sup>※</sup> 過去の受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である</p>	<p>意図としては、住民検診の受診履歴がある者のみを名簿化することを指しており、それが伝わる記述に変更した。</p>
<p><b>3. 受診者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	<p><b>3. 対象者への説明、及び要精検者への説明</b></p>	
<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば、配布を省いてもよい</p>	<p>(1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 対象者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup> 市区町村が配布していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料（全項目が記載されている資料）を委託先の全ての検診機関が配布している場合も可とする</p>	<p>本項目が意図する説明とは、検診対象者に受診の意思決定を促すためのものであり、それが正しく伝わるように変更した。また説明は検診機関と市区町村のどちらが行っても良く、この点は従前どおりである。ただし、検診機関に説明を委託している場合、その検診機関がどのような説明をしているかは事前に市区町村が共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）<sup>※</sup>の一覧を提示しているか  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること</p>	<p>(2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧を提示しているか<sup>※</sup>  <sup>※</sup>ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること <sup>※</sup> 市区町村が提示していない場合：市区町村があらかじめ確認した資料を、委託先の全ての検診機関が提示している場合も可とする</p>	<p>精検機関名一覧の提示を検診機関に委託している場合の注釈を追加した。検診機関から要精検者にどのような情報提供がなされているかについては、委託元市区町村も共有しておく必要があり、その点を明確にした。</p>
<p><b>4. 受診率の集計</b></p>	<p><b>4. 受診者数・受診率の集計</b></p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す</p>	<p>削除</p>	<p>注釈へ移動した。</p>
<p>(1) 受診率を集計しているか</p>	<p>(1) 受診者数・受診率を集計しているか</p>	<p>都道府県用チェックリストの文言と統一した。</p>
<p>(1-a) 受診率を年齢5歳階級別に集計しているか</p>	<p>(1-a) 受診者数・受診率を年齢5歳階級別に集計しているか</p>	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(1-b) 受診率を検診機関別に集計 <sup>※</sup> しているか ※受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数	(1-b) <u>受診者数</u> を検診機関別に集計しているか	
(1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) <u>受診者数</u> を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
<b>5. 要精検率の集計</b>	<b>5. 要精検率の集計</b>	
解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す	削除	注釈へ移動した。
(1) 要精検率を集計しているか	(1) 要精検率を集計しているか <sup>注2</sup>	—
(1-a) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか	(1-a) 要精検率を年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか	(1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか <sup>注2</sup>	
(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,2</sup>	
<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	<b>6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨</b>	
(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 <sup>※</sup> を把握しているか ※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと	(1) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果 <sup>※</sup> を把握しているか ※ 精密検査（治療）結果は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。具体的には、精密検査の際に行ったHPV検査、子宮頸部の細胞診や組織診の結果、手術によって判明した組織診断や臨床進行期などのこと	順序変更のみ。精密検査として行うHPV検査（トリアージ）を先に配置した。
(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義 <sup>注3</sup> に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか	—
<b>7. 精検受診率、がん発見率、上皮内病変（CINなど）、進行度がIA期のがんの割合、陽性反応適中度の集計</b>	<b>7. 精検受診率、CIN3以上発見率、上皮内病変（CIN・AISなど）、進行期がIA期の子宮頸がんの割合、CIN3以上の陽性反応適中度の集計</b>	
解説： ① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去3年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す ② 上皮内病変とは、上皮内腺がん（AIS）/CIN3/CIN2/CIN1のいずれかの区分に含まれるものを指す。上皮内病変の数の集計とは、上記の4つの区分に分けて、全て集計することを指す	削除	注釈へ移動した。
(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	—
(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注1</sup> に従って区別し、集計しているか	(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義 <sup>注3</sup> に従って区別して集計しているか	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
(2) がん発見率を集計しているか	(2) CIN3以上発見率を集計しているか <sup>注4</sup>	子宮頸がん検診の発見対象は子宮頸部の前がん病変および子宮頸がんであるため、CIN3以上に変更した。
(2-a) がん発見率を年齢5歳階級別に集計しているか	(2-a) CIN3以上発見率を年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか	(2-b) CIN3以上発見率を検診機関別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	(2-c) CIN3以上発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,4</sup>	
(3) 上皮内病変（CIN・AISなど）の数を集計しているか（区分毎）	(3) 上皮内病変（CIN・AIS）の数を集計しているか（区分毎） <sup>注5</sup>	—
(3-a) 上皮内病変（CIN・AISなど）の数を年齢5歳階級別に集計しているか（区分毎）	(3-a) 上皮内病変（CIN・AIS）の数を年齢5歳階級別に集計しているか（区分毎） <sup>注5</sup>	
(3-b) 上皮内病変（CIN・AISなど）の数を検診機関別に集計しているか（区分毎）	(3-b) 上皮内病変（CIN・AIS）の数を検診機関別に集計しているか（区分毎） <sup>注5</sup>	
(3-c) 上皮内病変（CIN・AISなど）の数を過去の検診受診歴別に集計しているか（区分毎）	(3-c) 上皮内病変（CIN・AIS）の数を過去の検診受診歴別に集計しているか（区分毎） <sup>注1,5</sup>	
(1) 進行度がIA期のがんの割合（がん発見数に対する進行度がIA期のがんの数）を集計しているか	(4) 進行度がIA期の子宮頸がんの割合（子宮頸がん発見数に対する進行度がIA期のがんの数）を集計しているか	—
(4-a) 進行度がIA期のがんの割合を年齢5歳階級別に集計しているか	(4-a) 進行度がIA期の子宮頸がんの割合を年齢5歳階級別に集計しているか	
(4-b) 進行度がIA期のがんの割合を検診機関別に集計しているか	(4-b) 進行度がIA期の子宮頸がんの割合を検診機関別に集計しているか	
(4-c) 進行度がIA期のがんの割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	(4-c) 進行度がIA期の子宮頸がんの割合を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1</sup>	
(5) 陽性反応適中度を集計しているか	(5) CIN3以上の陽性反応適中度を集計しているか <sup>注4</sup>	子宮頸がん検診の発見対象は子宮頸部の前がん病変および子宮頸がんであるため、CIN3以上に変更した。
(5-a) 陽性反応適中度を年齢5歳階級別に集計しているか	(5-a) CIN3以上の陽性反応適中度を年齢5歳階級別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(5-b) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか	(5-b) CIN3以上の陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか <sup>注4</sup>	
(5-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	(5-c) CIN3以上の陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか <sup>注1,4</sup>	

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p><b>9. 検診機関（医療機関）の質の担保</b></p>	<p><b>9. 精度管理評価と体制改善</b></p>	
<p>解説（再掲）：  ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す  ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※  ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※  ※特に個別検診の場合</p>	<p>削除</p>	<p>冒頭と重複しているため削除した。</p>
<p>(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>注2</sup>を満たしているか</p>	<p>(1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」<sup>注6</sup>を満たしているか</p>	<p>—</p>
	<p>(2) 検診終了後に市区町村全体の精度管理評価と体制改善を行っているか</p>	<p>改定前のチェックリストでは、市区町村としての精度管理の自己点検、改善策の検討・実行に関する項目が抜けていたため追加した。また委託先検診機関の評価や改善策の検討については、都道府県用チェックリストと整合性が取れるように項目を追加した。</p>
	<p>(2-a) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか（自己点検）</p>	
	<p>(2-b) 「市区町村用チェックリスト」の遵守状況及びプロセス指標値の評価をふまえて、市区町村全体の課題を抽出しているか</p>	
	<p>(2-c) 抽出した課題について改善策を検討しているか。もしくは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等から改善策のフィードバックを受けているか</p>	
	<p>(2-d) 改善策の実行に努めているか</p>	
	<p>(3) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）の精度管理評価を行っているか※  ※ 市区町村が単独で評価できない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）の評価を行っており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	
	<p>(3-a) 委託先検診機関（医療機関）毎に「検診機関用チェックリスト」の遵守状況を把握し、評価を行っているか</p>	
	<p>(3-b) 委託先検診機関（医療機関）毎にプロセス指標値を把握し、評価を行っているか</p>	
	<p>(3-c) 「検診機関用チェックリスト」とプロセス指標値をふまえて、検診機関（医療機関）毎の課題を抽出しているか</p>	
	<p>(3-d) 課題のある検診機関（医療機関）について、改善策を検討しているか</p>	



改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
<p>(2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様</p>	<p>(4) 検診終了後に委託先検診機関（医療機関）に精度管理評価と改善策を個別にフィードバックしているか<sup>※</sup></p> <p>※ 市区町村が単独でフィードバックできない場合でも、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会等が直接検診機関（医療機関）にフィードバックしており、その結果を市区町村が共有している場合は可とする</p>	<p>都道府県用チェックリストに合わせて文言を修正したが、項目の意図は変わらない。</p>
<p>(2-a) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか</p>	<p>(4-a) 「検診機関用チェックリスト」の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか</p>	<p>(4-b) プロセス指標値の評価を個別にフィードバックしているか</p>	
<p>(2-c) 上記の結果をふまえて、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか</p>	<p>(4-c) 課題のある検診機関（医療機関）に改善策を個別にフィードバックし、改善を依頼しているか</p>	
	<p>注1 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去5年間にHPV検査または過去3年間に細胞診検査の受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
	<p>注2 要精検の定義 細胞診の結果がNILM（陰性）以外、及び判定不能とされた者。問診結果のみでは要精検としない。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
<p>注1 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添6参照</p>	<p>注3 精検受診、未受診、未把握の定義 ① 精検受診：精密検査機関より精密検査結果の報告があったもの。もしくは受診者が詳細（精検日・受診機関・精検法・精検結果の4つ全て）を申告したもの<sup>※</sup>。 ② 精検未受診：要精検者が精密検査機関に行かなかったことが判明しているもの（受診者本人の申告及び精密検査機関で受診の事実が確認されないもの）、及び精密検査として不適切な検査（ASC-USを除く要精検者に対する、細胞診のみの再検等）が行われたもの。 ③ 精検未把握：精密検査受診の有無が分からないもの、及び（精密検査を受診したとしても）精密検査結果が正確に報告されないもの。  ※ 精密検査が継続中で検査結果が確定していないものについては、「地域保健・健康増進事業報告」の「精密検査受診の有無別人数」では「精密検査受診者」とし、精密検査結果の区分としては「子宮頸がんの疑いのある者又は未確定」に計上する。</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>
	<p>注4 CIN3以上とは、子宮頸部上皮内腫瘍3（CIN3）、上皮内腺がん（AIS）及び子宮頸部浸潤がんを指す</p>	<p>都道府県用チェックリストと文言を統一した。</p>

改定前（平成31年）	改定後（令和6年）	改定理由
	<p>注5 <u>上皮内病変とは、上皮内腺がん（AIS）/CIN3/CIN2/CIN1のいずれかの区分に含まれるものを指す</u>  <u>上皮内病変の数の集計とは、上記の4つの区分に分けて、全て集計することを指す。</u></p>	都道府県用チェックリストと文言を統一した。
<p>注2 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版（国立がん研究センター、平成31年3月公表）参照</p>	<p>注6 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」報告書、別添8の改定版。最新版は下記を参照。  <u>国立がん研究センターがん情報サービス、医療関係者向けサイト、がん対策情報（がん検診）、「事業評価のためのチェックリスト」および「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」、3. 「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」の内容</u>  <a href="https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html">https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/screening/check_list.html</a></p>	最新情報を記載した。